

9.13 柵、扉、ロープ等

【告示】（柵、扉、ロープ等の性能規定）

第七十条 柵、扉、ロープ等の性能規定は、係留施設及びその関連施設において、旅客の安全の確保、旅客の通路の確保、車両の進入防止等に資するよう、必要に応じて、適切に配置され、かつ、所要の諸元を有することとする。

9.13.1 一般

(1) 柵、扉、ロープ等は、旅客船が利用する係留施設において、旅客の安全の確保、旅客の通路の確保、車両の進入防止等のために必要に応じて設置するものとする。また、保安に関する柵、扉、ロープは国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（最終改正：平成28年3月31日国土交通省令第38号）第55条や埠頭保安設備等に係る技術上の基準の細目を定める告示（平成16年国交省告示第495号）に基づき適切に設置するものとする。

(2) 柵、扉、ロープ等の設置高さは、一般に0.7mとすることができる。旅客等の転落が予想される場所等においては、出入を防止する柵を設け、高さは1.1m以上とすることが望ましい。なお、幼児や児童も含めて、不特定かつ多数の者の利用が見込まれる場合における転落防止柵の構造形式や諸元等については、必要に応じて【施】第4章14.8親水性護岸及び【施】第4章5親水性防波堤を参考とすることができる。